

(第26号議案)

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

今回の改正は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえ、補償基礎額について改定するものである。

3 改正内容

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定（第3条別表関係）

ア 経験年数5年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	7,023円	→	7,059円
・学校薬剤師	6,117円	→	6,135円

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	8,724円	→	8,730円
-------------	--------	---	--------

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 実施時期

平成31年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案							現 行						
第1条～第29条 (略)							第1条～第29条 (略)						
附 則 (略)							附 則 (略)						
別表 (第3条関係)							別表 (第3条関係)						
補償基礎額表							補償基礎額表						
医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	5年未満	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上	医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	5年未満	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	<u>7,059円</u>	<u>8,730円</u>	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円	学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	<u>7,023円</u>	<u>8,724円</u>	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師 の補償基礎 額	<u>6,135円</u>	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円	学校薬剤師 の補償基礎 額	<u>6,117円</u>	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円
備考 (略)							備考 (略)						
附 則													
(施行期日)													
1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。													
(経過措置)													
2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施 行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支 給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後 の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべ き事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかか わらず、なお従前の例による。													